

理工学部定期試験における不正行為者の措置について

1. 対象とする試験について

期間前試験、定期試験期間中試験及び特別試験とする。

2. 処分内容について

I 当該科目の成績の取扱いについて

学生の不正行為が試験監督者等により確認され、当該不正行為が明らかになった科目については、懲戒処分が決定されるまでの間、当該科目を成績評価の対象外とする。処分決定後は、不合格として取り扱う。

II 懲戒処分について

試験における不正行為は、学修評価の公正性を著しく損なう行為であることから、懲戒処分については、停学（有期停学（3か月以内）又は無期停学（6か月以上））とし、明治大学学部学生の懲戒に関する内規及び別表2「懲戒処分の量定基準（以下「別表2」という。）」に基づいて処分する。以下に具体的な試験における不正行為を列挙する。

（1）試験における不正行為

- ア 代人として受験する又は代人に受験させる
- イ 答案の交換
- ウ 不正行為発覚後の試験監督者等への抵抗
- エ 他人の答案を写す・覗く又は他人に写させる・覗かせる
- オ 試験に関する内容の身体・衣類・所持品・机・壁等への書込み
- カ 持込み許可かつ書込み不許可の教科書等への書込み
- キ カンニングペーパーの持込み
- ク 許可されていない書類等（辞書含む）の持込み
- ケ 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の使用
- コ 持込み許可の教科書等の試験時間中の貸し借り
- サ 試験監督者等の指示に従わない

（2）その他前号に準じる不適切な行為

III 当該科目以外の科目の取り扱いについて

不正行為により懲戒処分を受けた学生の授業科目の取扱いは、別表2に定めるとおりとする。

・有期停学及び無期停学：当該学期全科目を不合格とする。

3. 不正行為幫助者の処分について

不正行為幫助者が本学部学生であり、かつ上記1に定める試験に関連する行為である場合には、上記2の処分を準用する。

4. 懲戒処分学生の停学期間中の指導について

教授会において、直接指導にあたる専任教員を指名し、懲戒処分を受けた学生が学部の教育目標に達することのできるような指導を実施する。

以 上